

厚生省令第三百二十四号

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第四十条の九第一項ただし書及び第四項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年十一月二十日

厚生大臣 津島 雄二

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の六を第十三条の九とし、第十三条の五の次に次の三条を加える。

（毒物劇物営業者等による情報の提供）

第十三条の六 令第四十条の九第一項ただし書に規定する厚生省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 一回につき二百ミリグラム以下の劇物を販売し、又は授与する場合
- 二 令別表第一の上欄に掲げる物を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売し、又は授与する

場合

第十三条の七 令第四十条の九第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。

一 文書の交付

二 磁気ディスクの交付、ファクシミリ装置を用いた送信その他の方法であつて、当該方法により情報を提供することについて譲受人が承諾したもの

第十三条の八 令第四十条の九第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提供しなければならぬ情報の内容は、次のとおりとする。

一 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 毒物又は劇物の別

三 名称並びに成分及びその含量

四 応急措置

五 火災時の措置

- 六 漏出時の措置
- 七 取扱い及び保管上の注意
- 八 暴露の防止及び保護のための措置
- 九 物理的及び化学的性質
- 十 安定性及び反応性
- 十一 毒性に関する情報
- 十二 廃棄上の注意
- 十三 輸送上の注意

## 附 則

この省令は、平成十三年一月一日から施行する。